

令和4年3月 定例総会議事録

日 時 令和4年3月30日(水) 午前10時00分～午後12時30分

場 所 中央公民館

農業委員

会長	兒玉厚夫	会長代理	竹山義高	3	石川文男	5	松田まり子
6	高田春男	7	瀬戸山博好	8	大山竹子	9	春口隼人
10	下沖秀人	11	下藺民男	12	小畠利春	13	種子田勝
14	内一幸	15	大部実男	16	河野雄二	17	竹村得生
18	東原安雄	19	棚橋道夫	20	福本正三		

欠席 大山 竹子

農地利用最適化推進委員

21	田中久美子	22	四位正生	23	栞水流 峯一	24	欠 番
25	大久津和幸	26	山之口洋一	27	倉藺 嘉枝子	28	田原尚紀
29	欠 番	30	丸尾義盛	31	池井周造	32	池田幸一
33	谷口和巳	34	上仮屋博	35	中山敏章	36	大山則夫
37	山下市郎	38	上原都由子	39	吉村昭生		

事務局

事務局長	藤崎 浩一	主幹	橋 口 覚	主査	竹内秀次	主事補	嶺石将伍
野尻分室長	志々目篤夫	主幹	西 原 学				
須木分室長	富永新光	主査	桑原裕幸				

欠席 桑原 裕幸

議 題

- 報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第10号 農地利用集積計画の変更について
- 報告第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定について

- 議案第22号 農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可について
- 議案第23号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(使用貸借)
- 議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(貸貸借)
- 議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(所有権)
- 議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(農地中間管理事業)
- 議案第28号 農地法第5条の規定による貸貸借の権利の設定許可申請書進達について
- 議案第29号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について
- 議案第30号 非農地証明願承認について

事務局 おはようございます。

委員 おはようございます。

事務局 本日の定例総会は農業委員 18 名、推進委員 17 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。はじめに 3 月の行事報告と 4 月の行事計画を報告します。

(3 月の行事報告と 4 月の行事計画)

開会の言葉を竹山会長代理が申し上げます。

会長代理 おはようございます。桜の花も満開でまさに春爛漫でございます。それでは小林市農業委員会年度最後、任期中最後の定例総会を開会します。よろしく申し上げます。

事務局 児玉会長がご挨拶を申し上げます。

会長 (挨拶)

事務局 本日は報告が第 9 号から第 11 号までの 29 件、議案が第 22 号から第 30 号までの 70 件、合計 99 件でございます。
それでは農業委員会規則第 6 条の規定により児玉会長に議長をお願いします。

議長 議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。
議事に入る前に今月の議事録署名を 3 番石川委員と 11 番下菌委員をお願いいたします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告を一括して提案いたします。

(報告第 9 号～報告第 11 号朗読)

議長 ありがとうございます。質問等はございませんか。

(無しの声)

議長 無いですので議事に入ります。
議案第 22 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可について

を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 22 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可について下記のとおり農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可申請があったから許可するものとする。

(議案第 22 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(15 番挙手)

議長 はい、15 番。

15 番 今月は第 5 小委員会に農地法 3 条及び基盤法の事前審査を付託されましたので 3 月 18 日に審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告をします。議案第 22 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可について報告をします。1 番、法人化にするものです。期間は 10 年間です。審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。質問等はございませんか。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。議案第 22 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可申請に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。続きまして議案第 23 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

事務局 (事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 23 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったから許可する
ものとする。

(議案第 23 号 1 番朗読、他 14 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(15 番挙手)

議長 はい、15 番。

15 番 議案第 23 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について報告をします。
1 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 100,000 円。
2 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 70,721 円。
3 番、妻の父から贈与を受けるものです。営農計画書が添付されています。露地野菜を作りインターネットで販売をする予定だそうです。
4 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 42,534 円。山林も同時に購入するという事で、山林を含めた総額は 2,000,000 円です。
5 番、弟から贈与を受けるものです。
6 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 405,920 円。営農計画書添付です。保安林も同時に購入するもので、総額 3,000,000 円です。
7 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 1,059,047 円。5 条申請も同時提出です。
8 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 1,048,688 円。昨年、隣接地を購入しています。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(18 番挙手)

議長 はい、18 番。

18 番 3 月の野尻町区分の全議案の事前審査を第 6 小委員会に付託されましたので 3 月 18 日に審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告をします。
同じく議案第 23 号野尻町区分について報告をします。
9 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 346,715 円。
10 番、父から贈与を受けるものです。
11 番、父から贈与を受けるものです。
12 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 203,583 円。
13 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 327,225 円。
14 番、知人から贈与を受けるものです。
15 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 643,763 円。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。質問等はございますか。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第23号農地法第3条の規定による所有権移転許可申請を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第24号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第24号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）を作成したので計画通り決定する。

(議案第24号1番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(18番挙手)

議長 はい、18番。

18番 議案第24号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）について報告をします。

1番、農業者年金受給の為の再設定で20年間です。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。質問等はございますか。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 24 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので決定します。
続きまして議案第 25 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 25 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（貸貸借）を作成したので計画通り決定する。

（議案第 25 号 1 番朗読、他 3 件省略）

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

（15 番挙手）

議長 はい、15 番。

15 番 議案第 25 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（貸貸借）について報告します。
1 番、期間は 5 年間で、総額 50,000 円です。
2 番、期間は 5 年間で、総額 20,000 円です。
3 番、期間は 3 年間で再設定です。総額 14,000 円と粃 5 俵です。
4 番、期間は 5 年間で再設定です。総額 20,070 円です。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。質問等はございませんか。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。
議案第 25 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（貸貸借）を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第 26 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 26 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）を作成したので計画通り決定する。

(議案第 26 号 1 番朗読、他 22 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(15 番挙手)

議長 はい、15 番。

15 番 議案第 26 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）について報告をします。

あっせん委員についてはお目通しをお願いします。

1 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 357,462 円。

2 番、3 番、4 番の受手は同じ方です。

2 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 247,403 円。

3 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 150,000 円。

4 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 180,000 円。

5 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 321,658 円。

6 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 250,000 円。

7 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 300,000 円。

8 番と 9 番の受手は同じ方で両方とも、申請地を購入し規模拡大を図るもので、10a あたり 300,000 円です。

10 番と 11 番も受手は同じ方で申請地を購入し規模拡大を図るものです。

10 番、10a あたり 69,670 円。

11 番、10a あたり 92,568 円。

12 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 100,000 円。

13 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 300,000 円。

14 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 187,661 円。

15 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 158,730 円。

16 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 142,273 円。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(18 番挙手)

議長 はい、18 番。

18 番 同じく議案第 26 号野尻町区分について報告をします。
17 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 300,000 円。
18 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 120,954 円。
19 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 190,000 円。
20 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 87,873 円。
21 番と 22 番の受手は同じ方で申請地を購入し規模拡大を図るものです。
21 番、10a あたり 159,011 円。
22 番、10a あたり 168,006 円。
23 番、特例事業を活用し規模拡大を図る、10a あたり 227,786 円。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。質問等はございませんか。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 26 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画
(所有権) に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第 27 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定に
ついてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 27 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積
計画(農地中間管理事業)を作成したので計画通り決定する。

(議案第 27 号 1 番朗読、他 14 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(15 番挙手)

議長 はい、15 番。

15 番 議案第 27 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）について報告をします。
7 件中、使用貸借が 4 件、賃貸借が 3 件です。
審議の結果、小委員会としては農地中間管理事業の案件であることから、許可相当と判断しました。報告を終わります。

（18 番挙手）

議長 はい、18 番。

18 番 同じく議案第 27 号野尻町区分について報告をします。
使用貸借が 1 件、賃貸借が 7 件、合計 8 件です。
審議の結果、小委員会としては農地中間管理事業の案件であることから、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。質問等はございませんか。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。
議案第 27 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第 28 号農地法第 5 条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 28 号農地法第 5 条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請書進達について下記のとおり農地法第 5 条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

（議案第 28 号 1 番朗読）

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(12 番挙手)

議長 はい、12 番。

12 番 今月は第 4 小委員会に事前審査を付託されましたので 3 月 22 日に審査会を実施しました。5 条賃貸借が 1 件、所有権が 5 件です。なお非農地証明願がありました但事務局で本人と話した結果、取り下げとなりました。
議案第 28 号農地法第 5 条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請書進達について報告をします。
1 番、転用の理由は駐車場・資材機・重機置場です。追認申請です。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。質問等はございますか。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 28 号農地法第 5 条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第 29 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 29 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について下記のとおり農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 29 号 1 番朗読、他 6 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(12 番挙手)

議長 はい、12 番。

12 番 議案第 29 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について報告をします。

1 番、個人住宅・畜舎・車庫・物置です。売買を行う際に申請地が農地であることが判明したため追認申請するものです。

2 番、作業場・駐車場・倉庫等です。

3 番、建売住宅です。3 棟建築するものです。

4 番、一般住宅、追認申請です。

5 番、一般住宅です。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(18 番挙手)

議長 はい、18 番。

18 番 同じく議案第 29 号野尻町区分について報告をします。

6 番、転用の理由は一般個人住宅敷地です。譲受人が中古住宅を購入された際、住宅の敷地の一部が農地にはみ出して無断転用であったことが判明したため追認申請するものです。農振地ではありますが除外申請がされております。

7 番、太陽光発電敷地です。申請地は細長い形状で幅が 20m から 30m くらいだったと思います。道路を挟んで南側に畑がありますが、影響はほとんどないと思われます。雨水に関しましては地下浸透という事です。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。質問等はございませんか。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 29 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定します。

続きまして議案第 30 号非農地証明願い承認についてを議題とします。

事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 30 号非農地証明願い承認について

下記のとおり非農地証明願いがあったから承認するものとする。

(議案第 30 号 1 番朗読、他 2 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(18 番挙手)

議長 はい、18 番。

18 番 議案第 30 号非農地証明願承認について報告します。
1 番、調査事項は原野です。10 年以上耕作放棄され将来的にも農地として利用することが困難な土地です。
2 番、3 番は元々山林でした。木を伐採し畑として利用したために農地となった案件です。
審議の結果、小委員会としては申請通り許可することと判断をしました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。質問等はございませんか。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 30 号非農地証明願いを承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定します。
以上をもちまして令和 3 年度の総会を終了します。
ありがとうございました。

閉議 午後 12 時 30 分

議事録署名

_____ ㊟

_____ ㊟